



埼玉県報

第559号
令和6年(2024年)
10月18日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例のあらまし(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(社会福祉課)
- 埼玉県子ども・若者基本条例のあらまし(子ども政策課)
- 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例のあらまし(子ども安全課)
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし(医療人材課)
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(水道企画課)

条例

- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(社会福祉課)
- 埼玉県子ども・若者基本条例(子ども政策課)
- 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例(子ども安全課)
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例(医療人材課)
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(水道企画課)

規則

- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則(産業廃棄物指導課)
- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報

通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（社会福祉課）

- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 業務用デジタルシネマカメラシステムに関する落札者等の公示（入札課）
- 災害オペレーション支援システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（災害対策課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例
(埼玉県条例第三十八号) (産業廃棄物指導課)

一 趣旨

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第二十九条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定める条例の制定

二 内容

(一) 手数料の新設

特定再生資源屋外保管業の許可に対する審査	一件につき五万五千円
特定再生資源屋外保管業の許可の更新の申請に対する審査	一件につき四万九千円
特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一件につき四万六千円

(二) 規定の整備

三 施行期日

令和七年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（社会福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正する。

二 内容

救護施設及び更生施設において、入所者に対する個別支援計画の作成を義務化する。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県子ども・若者基本条例（埼玉県条例第四十号）（子ども政策課）

第一 趣旨

子ども・若者が有する権利が保障され、子ども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心して子ども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするもの

第二 内容

一 定義

(一) 子ども・若者

新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となる子ども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

(二) 子育て・子育てに関する施策

子ども基本法第二条第二項に規定する子ども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策

(三) 保護者・養育者

親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他子ども・若者を現に養育する者

(四) 学校・保育施設等

学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定子ども園、社会的養護関係施設その他の子ども・若者が学び育つ場所

(五) 民間支援団体

子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体

二 基本理念

子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

ア 全ての子ども・若者について、個人として尊重され、その基本的人権が

保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けることがないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

イ 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるときにも、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

ウ 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるときにも、幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

エ 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組みとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

三 県の責務

(一) 県は、二の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図る。

(二) 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努める。

四 保護者・養育者の役割

保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努める。

五 学校・保育施設等の役割

(一) 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努める。

(二) 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努める。

六 事業者の役割

(一) 事業者は、基本理念にのっとり、子育てを推進するための取組を行うよう努める。

(二) 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努める。

七 民間支援団体の役割

民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育てを推進するための取組を行うよう努める。

八 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、子ども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努める。

九 子ども計画の策定

(一) 県は、この条例の趣旨を尊重して、子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画（以下九において「子ども計画」という。）を定める。

(二) 県は、子ども計画を定めるに当たっては、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

(三) 県は、子ども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表する。

十 体制整備等

(一) 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備する。

(二) 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。

(三) 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努める。

(四) 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずる。

十一 主要な施策等

(一) 子ども・若者等からの意見聴取及び意見反映

- (二) 情報提供等
- (三) 理解促進
- (四) こども・若者の安全及び安心の確保
- (五) こども・若者の居場所づくりの推進
- (六) こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備
- (七) こども・若者の主体的な学びの機会の確保
- (八) 保護者・養育者等に対する支援
- (九) 財政上の措置等

第三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（こども安全課）

一 趣旨

児童相談所の所管人口の平準化を図り、もって児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、並びに埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更するための改正

二 内容

(一) 児童相談所の新設

朝霞市に埼玉県朝霞児童相談所を設置し、所管区域を朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とする。

(二) 所管区域の変更

日高市を埼玉県川越児童相談所の所管区域から埼玉県所沢児童相談所の所管区域に変更する。

三 施行期日

平成七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）

（医療人材課）

一 趣旨

医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付すための改正

二 内容

奨学金の貸与の額に年十パーセントの利息を付す改正

三 施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十三号) (生活衛生課)

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 大学の土木工学又はこれに相当する課程を卒業した者が必要とする技術上の実務経験年数について、履修した学科目に応じて設定されていたものを統一
- (二) 土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加
- (三) 必要な実務経験年数の加算を要する基準値の変更

三 施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う、規定の整備を行うための改正

二 内容

法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（水道企画課）

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 布設工事監督者の資格要件の見直しとして、機械工学科や電気工学科の課程を修めた者、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加
- (二) 水道技術管理者の資格要件の見直しとして、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加

三 施行期日

令和七年四月一日

条 例

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。次条において「特定再生資源屋外保管業規制条例」という。）第二十九条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第二条 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の申請に対する審査	一件につき五万五千元
二 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第三項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の更新の申請に対する審査	一件につき四万九千元
三 特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一件につき四万六千元

(手数料の減免)

第三条 知事は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと思われるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第四条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

条 例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県子ども・若者基本条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十号

埼玉県子ども・若者基本条例

(目的)

第一条 この条例は、子ども・若者が有する権利が保障され、子ども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心して子ども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども・若者」とは、新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となる子ども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定することも施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他子ども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他の子ども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全ての子ども・若者について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと。

とがないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

四 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努めるものとする。

(保護者・養育者の役割)

第五条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

(学校・保育施設等の役割)

第六条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育て・子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

（子ども計画の策定）

第十条 県は、この条例の趣旨を尊重して、子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画（以下この条において「子ども計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、子ども計画を定めるに当たっては、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、子ども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表するものとする。

（体制整備等）

第十一条 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

（子ども・若者等からの意見聴取及び意見反映）

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに

当たっては、当該施策の対象となる子ども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、子ども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、子ども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、子ども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有する子ども・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供等)

第十三条 県は、子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、子ども・若者及び保護者・養育者その他当該情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努めるものとする。

(理解促進)

第十四条 県は、子ども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、子ども・若者が自らの有する権利に関心をもち、理解することができるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子ども・若者の安全及び安心の確保)

第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての子ども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することができるよう、子ども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子ども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身

の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱える子ども・若者又はそのおそれのある子ども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子ども・若者の居場所づくりの推進)

第十六条 県は、子ども・若者が安全に、かつ、安心して過ごすことができ、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、子ども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(子ども・若者の心身の成長及び発達の環境整備)

第十七条 県は、誰もが安心して、子どもを生み、育てることができる環境の整備に資するため、子ども・若者、保護者・養育者その他県民が子ども・若者の心身の成長及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、子ども・若者とその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

(子ども・若者の主体的な学びの機会の確保)

第十八条 県は、全ての子ども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全ての子ども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全ての子ども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につなげられるよう、その能力を発

揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護者・養育者等に対する支援)

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実

二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備

三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消

四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備

二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 安心してこども・若者を養育することができるための住環境の整備

二 保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が相互に交流し、子育て・子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができると場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十条 県は、子育て・子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞 児童相談所	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市 入間郡のうち三芳町
----------------	-----	---

第一項の表埼玉県川越児童相談所の項所管区域の欄中「、富士見市」及び「、日高市、ふじみ野市」を削り、「入間郡」の下に「（三芳町を除く。）」を加え、同表埼玉県所沢児童相談所の項所管区域の欄中「朝霞市、志木市、和光市、新座市」を「日高市」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（奨学金の利息）

第四条の二 奨学金には、奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数（規則で定める期間を除く。）に応じ、奨学金の貸与の額に年十パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付するものとする。ただし、規則で定める奨学金については、この限りでない。

2 前項の規定による利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

第七条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「返還」の下に「及び第四条の二に規定する利息の支払（以下「奨学金の返還等」という。）」を加える。

第八条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第九条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第一項中「当該奨学金の返還」を「奨学金の返還等」に改め、同条第二項及び第三項中「返還」を「返還等」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第十一条第一項中「返還すべき額」を「返還すべき奨学金の額」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「次号及び第五号において同じ。」の「を」において「に」を削り、「に」を「」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年」を「一年六月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第四号及び第五号」に、「二年六箇月」を「二年六月」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三年六箇月」を「三年六月」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号、第三号又は第四号」を「前三号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号に」を「第二号に」に、「を」を「修了した者を含む」を「にあつては、修了した者」に、「第四号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第一号、第三号又は第四号」を「第一号から第三号まで」に、「前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目」を「前各号に規定する課程以外の課程」に、「二年六箇月」を「二年六月」に、「第三号に」を「第二号に」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「第四号」を「第三号」に、「四年六箇月」を「四年六月」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、」を「前各号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び

第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、
一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

九 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第二条第一項中第十二号を第十号とする。

第二条第二項を次のように改める。

2 一日最大給水量が一立方メートルを超える専用水道については、前項第一号中「一年六月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第二号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、同項第三号中「三年六月以上」とあるのは「七年以上」と、同項第四号中「二年以上」とあるのは「四年以上」と、「三年以上」とあるのは「六年以上」と、「四年以上」とあるのは「八年以上」と、同項第五号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「七年以上」と、「四年六月以上」とあるのは「九年以上」と、同項第七号中「六月以上」とあるのは「一年以上」と、同項第八号中「二年六月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第九号中「五年以上」とあるのは「十年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第五号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、
同項第六号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第二十
一項」を「第十八条第三十項」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「第十
八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項第十号から第十三号までの規
定中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項第十四号中「第
十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を「第十八条第三十八項第一号若しくは
第二号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる
規定の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五号」を「第七号」に、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「次条第二号及び第三号において」を「以下」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第六号中「第四号」を「第六号」に、「修了」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得」に、「当該各号に規定する」を「それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験」に、「水道」を「水道等」に

改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する」を「第一号又は第二号に規定する」に、「、同法」を「、学校教育法」に、「学科目」を「課程」に、「関する課程」を「関する専攻」に、「一年以上、」を「二年以上、」に、「三年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「もの」の下に「（第一号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては一年以上、第二号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第三号において同じ。）にあつては五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を削り、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「前号」を「前二号」に、「学科目及び土木工学

以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に、「学科目」を「課程」に、「修得した後、」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 技術士法第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、一年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

規則

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十四号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民への周知の方法)

第二条 条例第七条（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 当該特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が三百メートル以内の区域（次号において「特定区域」という。）に居住する者に対し、特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会を開催する方法

二 特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を特定区域に居住する者に配布する方法

三 特定再生資源屋外保管業の内容を当該特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供する方法

(周知させる特定再生資源屋外保管業の内容)

第三条 条例第七条の規定により周知させる特定再生資源屋外保管業の内容は、次のとおりとする。

一 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備

四 第六条第三項で定める区分

五 保管物を積み上げる高さ

六 破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合にあつては、当該破砕等の種類

七 特定再生資源屋外保管業の開始予定年月日

- 八 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の連絡先の電話番号
- 九 その他知事が定める事項

(特定再生資源屋外保管業の許可証)

第四条 知事は、条例第八条第一項の規定により特定再生資源屋外保管業の許可をしたとき、又は条例第十二条第一項の規定により変更の許可をしたときは、様式第一号の特定再生資源屋外保管業許可証を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第五条 特定再生資源屋外保管許可業者は、前条に規定する許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第二号の特定再生資源屋外保管業許可証再交付申請書を知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、許可証の毀損又は汚損を理由として申請する場合にあつては、当該許可証を添付しなければならない。

(許可の申請)

第六条 条例第八条第二項の申請書の様式は、様式第三号のとおりとする。

2 条例第八条第二項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。ただし、条例第八条第三項の許可の更新を受けようとする場合にあつては、第一号の書類の添付を要しない。

一 条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面

二 事業計画の概要を記載した書類

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図

四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類

六 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。

以下この項及び第十四条第二項において同じ。) (申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)

七 申請者が条例第九条第一項第三号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面(申請者が同号ヌに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。第十四条第二項第三号において同じ。)が条例第九条第一項第三号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面)

八 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し。第十四条第二項第四号において同じ。）

九 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し

十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十一 申請者に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書

イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法

ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法

ニ 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法

ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法

ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法

チ その他知事が定める事項

3 条例第八条第二項第四号の規則で定める区分は、次のとおりとする。

一 金属スクラップ（保管をする保管物が金属のみであるものをいう。以下同じ。）

二 プラスチック類（保管をする保管物がプラスチックのみであるものをいう。以下同じ。）

三 雑品スクラップ（保管をする保管物が前二号に掲げるもの以外であるものをいう。以下同じ。）

4 条例第八条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次のとおりとする。

一 保管物を積み上げる高さ

二 保管の作業の方法及び手順

5 条例第八条第二項第六号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 破砕等をする場所の位置及び面積

二 破砕等の種類及び方法

三 破砕等の作業の方法及び手順
四 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力

6 条例第八条第二項第七号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）

二 申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び住所

三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

四 申請者に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

五 条例第十八条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

（生活環境の保全を目的とする法令）

第七条 条例第九条第一項第三号ハに規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）

五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）

八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

（使用人）

第八条 条例第九条第一項第三号へ、ル及びヲの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、特定再生資源に係る契約を締結する権限を有する者を置く特定再生資源屋外保管事業場

(使用前検査の申請)

第九条 条例第九条第二項（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査を受けようとする者（次項において「使用前検査申請者」という。）は、様式第四号の特定再生資源屋外保管事業場使用前検査申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第九条第二項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を様式第五号の特定再生資源屋外保管事業場使用前検査結果通知書により使用前検査申請者に通知するものとする。

(保管物の保管の高さ)

第十条 第六条第三項で定める区分が金属スクラップ又はプラスチック類に該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分（保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下この条において同じ。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 基準線（直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）をいう。以下この条において同じ。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ若しくはロに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用

に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

2 第六条第三項で定める区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第十条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）

前項第一号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）

前項第二号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する

高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

3 前二項の規定にかかわらず、特定再生資源を容器を用いて保管する場合又は知事が定める特定再生資源を保管する場合における高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）

五メートル

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）

前項第二号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する

高さ

（火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十一条 条例第十一条第三号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 保管物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

二 保管物（第六条第三項で定める区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 保管物の一の保管の単位の間積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間隔に火災による延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。

五 その他知事が必要と認める措置

(変更の許可の申請等)

第十二条 条例第十二条第一項の規定による変更の許可の申請は、様式第六号の特定再生資源屋外保管業許可事項変更許可申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、第六条第二項第四号から第十一号までに掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 条例第十二条第二項において準用する条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面

二 変更後の事業計画の概要を記載した書類

三 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図

四 第六条第二項第十二号イからチまでに掲げる事項を記載した変更後の標準作業書

3 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 特定再生資源屋外保管事業場の所在地の変更

二 特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積の変更（当該面積を増大させる場合に限る。）

三 特定再生資源の保管の場所の面積の変更（当該面積を増大させる場合に限る。）

四 保管物を積み上げる高さの変更（当該高さを増大させる場合に限る。）

五 第六条第二項第十二号イからチまでに掲げる事項に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。）

六 第六条第三項で定める区分の変更

七 破碎等の種類及び方法並びに破碎等の作業の方法及び手順の変更（当該破碎等をしなざることとする場合を除く。）

八 破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更（当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。）

(変更の届出)

第十三条 条例第十二条第三項の規定による届出は、様式第七号の特定再生資源屋外保管業許可事項変更届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第十二条第三項の規則で定める事項は、第六条第六項各号に掲げる事項とする。

(相続の届出)

第十四条 条例第十四条第二項の規定による届出は、様式第八号の特定再生資源屋外保管業相続届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 被相続人との続柄を証する書類

二 住民票の写し

三 相続人が条例第九条第一項第三号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（相続人が未成年者である場合には、その法定代理人が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）

四 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

五 相続人に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

六 届出者以外に相続人がある場合においては、当該特定再生資源屋外保管業を届出者が継続して営業することに対する当該届出者以外の相続人の同意書

（廃業等の届出）

第十五条 条例第十五条の規定による届出は、様式第九号の特定再生資源屋外保管業廃業等届出書を提出して行わなければならない。

（特定再生資源屋外保管事業場に係る標識）

第十六条 条例第十六条第一項の規定による標識は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上のものとしなければならない。

2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号

二 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

四 特定再生資源屋外保管事業場の平面図

五 第六条第三項で定める区分

六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの

七 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類

八 条例第十八条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十七条 条例第十六条第二項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二 当該特定再生資源屋外保管許可業者が管理するウェブサイトを有していない場合

（取引台帳）

第十八条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称
- 三 特定再生資源の取引の年月日
- 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引した特定再生資源の種類
- 六 取引した特定再生資源(当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。)の数量
- 七 その他知事が定める事項

(台帳の保存の方法)

第十九条 条例第十七条第二項の規定による台帳の保存の方法は、当該台帳を特定再生資源屋外保管許可業者の住所又は特定再生資源屋外保管事業場の所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により作成された当該台帳に係る記録を特定再生資源屋外保管許可業者の住所又は特定再生資源屋外保管事業場の所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法とする。

(現場責任者の選任)

第二十条 条例第十八条の現場責任者は、事業内容及び事業場の構造、設備等に精通している者であつて、適正な事業が行われるよう業務を管理し、及び監督することができるとする。

(廃止の基準)

第二十一条 条例第二十一条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源及び当該事業に伴つて生じる廃棄物が保管されていないこと。
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の構造物が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を及ぼすおそれがないものであること。

(身分証明書)

第二十二条 条例第二十三条第二項の身分を示す証明書は、様式第十号のとおりとする。

(事故時の措置の届出)

第二十三条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、様式第十一号の事故状況等届出書により行うものとする。

(適用除外)

第二十四条 条例第三十二条第二項の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりと

する。

市町村	条例の規定
さいたま市、越谷市	第一章から第四章まで（第三十二条を除く。）及び 附則

（知事に提出する書類の部数）

第二十五条 条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

（委任）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二条第二項の規定による届出は、附則様式の特定再生資源屋外保管業営業届出書を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、条例第八条第二項の規定による特定再生資源屋外保管事業場ごとに必要な事項を記載するとともに、第六条第二項第二号から第十二号に規定する書類及び図面を添付しなければならない。

4 条例附則第二条第七項の規則で定める事項は、第三条各号に掲げる事項とする。

附則様式（附則第2項関係）

（第1面）

特定再生資源屋外保管業営業届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）附則第2条第2項の規定により、従前の特定再生資源屋外保管業の営業について、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地				
特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積	m ²			
特定再生資源屋外保管事業場の構造				
特定再生資源屋外保管事業場の設備				
保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
2		m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
3		m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
4		m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
5		m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				

(破碎等 (破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。) をする場合)

破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法	
1		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
2		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
3		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	

破碎等の作業の方法及び手順

破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力

- 備考 1 「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を○で囲むこと。
- 2 「破碎等の種類及び方法」の欄は、破碎等の種類のうち、該当する種類の番号を○で囲み、その方法について具体的に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 この届出書は、令和7年6月30日までに提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図3 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類5 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）6 届出者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）7 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）8 届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し9 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）10 届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し11 次に掲げる事項を記載した標準作業書<ol style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法ニ 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法チ その他知事が定める事項
------------------	---

(第3面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	住所	
法定代理人（届出者が未成年者である場合）		
（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員 (届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
氏名又は名称		割合	住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

条例第18条で規定する現場責任者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定再生資源屋外保管業許可証

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 第8条第1項
第12条第1項 の許可を受け
た者であることを証する。

埼玉県知事 印

許 可 年 月 日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1 事業の用に供する全ての事業場

2 許可の条件

3 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

特定再生資源屋外保管業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

特定再生資源屋外保管業許可証を亡失（毀損・汚損）したので、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	

備考 毀損又は汚損の場合は、許可証を添付すること。

（第1面）

特定再生資源屋外保管業許可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地				
特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積	㎡			
許可年月日※	年 月 日			
許可番号※	第 号			
特定再生資源屋外保管事業場の構造				
特定再生資源屋外保管事業場の設備				
保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
2		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
3		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
4		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
5		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				

(破碎等（破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合)

破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法	
1		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
2		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
3		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	

破碎等の作業の方法及び手順

破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力

- 備考
- 1 許可の更新をする場合にあっては、※印の欄を記載すること。
 - 2 「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を○で囲むこと。
 - 3 「破碎等の種類及び方法」の欄は、破碎等の種類のうち、該当する種類の番号を○で囲み、その方法について具体的に記載すること。
 - 4 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面2 事業計画の概要を記載した書類3 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図4 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類6 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）7 申請者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（申請者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）8 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）9 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）11 申請者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し12 次に掲げる事項を記載した標準作業書<ol style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法ニ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法チ その他知事が定める事項
------------------	--

備考 許可の更新をする場合にあつては、第1号の書類の添付を要しない。

(第3面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
氏名又は名称		割 合	住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

条例第18条で規定する現場責任者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定再生資源屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例^{第9条第2項}
第12条第2項において準用する

第9条第2項の規定による特定再生資源屋外保管事業場の使用前検査を受けたいので、
次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする図面等を適宜添付すること。

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

特定再生資源屋外保管事業場使用前検査結果通知書

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第9条第2項
第12条第2項において準用する

第9条第2項の規定により、特定再生資源屋外保管事業場を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該特定再生資源屋外保管事業場は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第9条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合している。 適合していない。

（第1面）

特定再生資源屋外保管業許可事項変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地		
変更する事項の内容	変更後	変更前
変 更 理 由		

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 条例第12条第2項において準用する条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面2 変更後の事業計画の概要を記載した書類3 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図4 次に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書<ol style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法ニ 保管又は破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法チ その他知事が定める事項5 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し6 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類7 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）8 申請者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（申請者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）9 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）10 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し11 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）12 申請者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
------------------	--

(第3面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
氏名又は名称		割合	住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

条例第18条で規定する現場責任者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定再生資源屋外保管業許可事項変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第12条第3項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項を変更したので、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地		
変更した事項の内容	変更後	変更前
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

備考 1 届出者の氏名又は住所の変更については、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）を添付すること。

届出者が法人である場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名の変更については、登記事項証明書を添付すること。

2 届出者に係る条例第9条第1項第3号次に規定する法定代理人の変更については、新たに法定代理人になった者の住民票の写し（法定代理人が法人である場合

にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し)を添付すること。

- 3 届出者に係る役員の変更については、新たに役員になった者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付すること。
- 4 届出者に係る発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の変更については、新たにこれらの者になったものの住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)を添付すること。
- 5 その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。
- 6 この届出書は、許可を受けた事項を変更した日から30日以内に提出すること。

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所

法定代理人（届出者が条例第9条第1項第3号ヌに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

役員（届出者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	所	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
条例第18条で規定する現場責任者			
	(ふりがな)	生年月日	住所
	氏名	役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者			
	(ふりがな)	生年月日	住所
	氏名	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

（第1面）
特定再生資源屋外保管業相続届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、特定再生資源屋外保管許可業者の地位を相続により承継したので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日

備考 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 被相続人との続柄を証する書類2 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）3 相続人が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（相続人が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）4 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）5 相続人に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し6 届出者以外に相続人がある場合においては、当該特定再生資源屋外保管業を届出者が継続して営業することに対する当該届出者以外の相続人の同意書
------------------	--

(第3面)

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

法定代理人（相続人が未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

規則第8条に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定再生資源屋外保管業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管許可業者であった者の氏名又は名称	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の事由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産手続開始の決定による解散 4 法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 許可に係る特定再生資源屋外保管業の廃止

- 備考 1 「廃業等の事由」の欄は、条例第15条各号の廃業等の事由のうち、該当する事由の番号を○で囲むこと。
- 2 特定再生資源屋外保管事業場の現状における現場写真を添付すること。
- 3 この届出書は、廃業等の事由に該当することとなった日から30日以内に提出すること。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

事故状況等届出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長

届出者
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者名
電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第25条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業に係る事故の状況及び講じた措置の概要について、次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
事故発生年月日	年 月 日 午前 午後 時 分
事故の状況	
講じた措置の概要	

- 備考 1 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は油の飛散、流出の状況等、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
- 2 「講じた措置の概要」の欄については、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
- 3 「事故の状況」及び「講じた措置の概要」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十五号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の項の次に次のように加える。

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第十九条第六項及び第二十四条第一項
-----------------------------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十六号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「医師育成奨学金貸与申請書」を「埼玉県医師育成奨学金貸与申請書」に改める。

第十二条第一項中「医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」に改める。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは遅滞なく返還することを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて得た額

様式第三号中「㉔」を削る。

様式第四号中「㉕」を削り、「㊦中(第4中を除く。)」を「第2中、第3中又は第5中」に改める。

様式第五号中「㉖」を削る。

様式第六号から様式第八号までの規定中「㉗」及び「㉘」を削る。

第二条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(奨学金の利息)

第九条の二 条例第四条の二第一項本文の規則で定める期間は、交付停止期間とする。

2 条例第四条の二第一項ただし書の規則で定める奨学金は、前条第二項本文の規定により返還する奨学金とする。

第十条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条各号列記以外の部分中「一時に返還」を「奨学金の返還等の債務を一時に履行」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「返還」を「返還等」に改める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「返還」を「返還等」に改める。

第十二条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第一項中「の返還」を「の返還等」に、「埼玉県医師育成奨学金返還猶予(免除)申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還等猶予(免除)申請書」に改める。

第十八条第五号中「返還」を「返還等」に改める。

様式第二号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学金を返還し、及び条例第4条の2に規定する利息を支払うことを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還等の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 利 息 の 額 条例第4条の2及び規則第9条の2の規定により、奨学金の貸与の額に年10%の割合を乗じて得た額
- 4 延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還等の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき奨学金の額に年14.5%の割合を乗じて得た額

様式第三号中「埼玉県医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還等猶予（免除）申請書」に、「の返還」を「の返還等」に、「奨学金の額」を「奨学金等の額」に、「円」を「円（うち利息 円）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。（準備行為）

3 この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けようとする者は、同日前においても第二条の規定による改正後の様式第一号及び様式第二号の用紙を使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

埼玉県議会令和六年九月定例会において議決された令和六年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,011,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128,530,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,515,939	105,762	2,621,701
	2 負担金	2,335,641	105,762	2,441,403
9 国庫支出金		169,853,110	2,535,389	172,388,499
	2 国庫補助金	47,281,870	2,535,389	49,817,259
13 繰越金		500,000	262,857	762,857
	1 繰越金	500,000	262,857	762,857
14 諸収入		30,373,171	73,554	30,446,725
	4 受託事業収入	2,120,842	73,554	2,194,396
15 県債		180,229,000	2,034,000	182,263,000
	1 県債	180,229,000	2,034,000	182,263,000
歳入合計		2,123,519,317	5,011,562	2,128,530,879

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		75,912,764	141,385	76,054,149
	1 公衆衛生費	35,098,422	141,385	35,239,807
8 土木費		128,604,557	4,798,644	133,403,201
	2 道路橋りょう費	55,928,940	2,801,841	58,730,781
	3 河川費	37,512,234	869,086	38,381,320
	4 都市計画費	23,669,083	1,127,717	24,796,800
10 教育費		506,757,586	71,533	506,829,119
	5 特別支援学校費	48,850,012	71,533	48,921,545
歳出合計		2,123,519,317	5,011,562	2,128,530,879

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	450,000
		災害防除費	100,000
		電線地中化（道路）整備費	50,000
		道路構造物維持事業費	50,000
		道路改築費	90,000
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（改築）事業費	925,000
		橋りょう修繕費	338,149
		橋りょう補修事業費	91,851
		橋りょう架換費	460,000
		橋りょう整備事業費	103,500

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	緊急浚渫推進費	90,000
		排水機場等維持修繕費	361,500
		ダム等施設管理費	360,000
		河川改修調査費	145,090
		河川改修費	3,631,000
		河川改修事業費	724,000
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	1,406,042
		市町村治水事業費負担金	12,000
		川の再生推進費	400,000
		砂防維持修繕費	218,000
		砂防施設費	212,070

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		急傾斜地崩壊対策費	50,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	50,000
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	197,268
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	50,000
		砂防施設事業費	295,000
	4 都市計画費	街路整備費	15,000
		街路改良事業費	110,000
		社会資本整備総合交付金(街路)事業費	80,000
10 教育費	4 高等学校費	県立高等学校エレベーター等設置費	232,146

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	4,655,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,868,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	2,301,000	同上	同上	同上	2,684,000		(同上)	
砂防事業	477,000	同上	同上	同上	492,000		(同上)	
街路事業	2,081,000	同上	同上	同上	2,504,000		(同上)	

令和6年9月25日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

業務用デジタルシネマカメラシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社レスター 東京都港区港南2丁目10番9号

5 落札金額

46,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月2日

告 示

埼玉県告示第千百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
災害オペレーション支援システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社NTTデータ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 落札金額
47,355,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月18日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年十月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年三月十八日

指令川建セ第〇五〇二〇〇号

二 検査済証番号

令和六年十月十六日

川建セ第〇六〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字七反田上二百九十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸七百六十一番地二

富岡 千寛

告 示

埼玉県公営企業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 7,398 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 41,580円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 665 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 110,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,689 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 76,780 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
江南中継ポンプ所
高倉中継ポンプ所

告 示

埼玉県公営企業告示第三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 183 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉薬品株式会社 埼玉県さいたま市見沼区御町1丁目 43 番地
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 325,600 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 627 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケント・コーポレーション 埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9
番24号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 273,900 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 997 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 29,260 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 765 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 50,600 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 81 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 さいたま市北区别所町 36 番地の 6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 737,000 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年6月28日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十月十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について